

「山口県食の安心・安全推進基本計画(第3次改定版)」(素案)の概要

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨等

食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、これまでの取組状況や課題を踏まえ改定

2 計画の基本的事項

○目的

消費者の視点に立って、幅広い分野の施策を総合的に推進し、本県の住み良さの向上に寄与

○計画の位置づけ

食の安心・安全推進条例に基づき、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

○計画期間

令和4年度～令和8年度(5年間)

※計画期間の始期をやまぐち未来維新プランに合わせる

第4章 改定の視点

1 計画の構成

「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの柱を継続

2 食の安心・安全の確保の推進に向けた重点的な取組

これまでの取組を踏まえ、国の制度改正や今後の課題に対応するため、重点的な取組を設定

自ら実施する衛生管理の充実化や食品表示適正化に向けた取組の促進

- HACCPに沿った衛生管理の適切な運用の促進
- 適正な食品表示の徹底

県民の食品安全に関する理解の促進

- デジタル技術を活用した情報共有の強化
- 消費者の自主活動の促進と食の安心・安全推進協議会との連携強化

監視・検査等による安全確保の徹底

- HACCPに沿った衛生管理の効果的な監視指導の実施
- 生産から消費に至る一貫した監視指導・検査の実施

生産者・事業者の法令遵守の徹底

- 関係法令の遵守に向けた普及啓発の実施

第5章 施策の方向

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

(1) 自ら実施する食品の安全確保に向けた取組の促進

- 新**HACCPに沿った衛生管理の啓発の強化
 - ・製造現場での実践的できめ細かい指導・助言の実施

(2) 生産段階での安全性の確保

(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保

- 新**食品衛生監視指導計画に基づく効果的な監視指導
 - ・HACCP指導チームによる効果的な監視指導・検査の実施
- 拡**食品検査の信頼性の確保
 - ・検査機関におけるISO/IEC17025等の国際標準への対応

第2章 計画改定の背景

1 食品に関する事件・事故への対応

大規模食中毒の発生に伴う食中毒対策の強化

2 食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等

○関係制度の改正等

- ・HACCPの制度化
- ・改正食品表示法に基づく表示制度の完全施行 等

○新型コロナウイルス感染症の世界的流行

3 食に対する県民の意識

○食品に対する不安(H29:71.3% → R4:73.3%)

○望まれる取組(R4年度調査)

食品関連事業者: 事故時の速やかな情報提供(45.8%)

消費者: 正しい情報の収集と知識の習得(70.2%)

県: 監視・指導の徹底(62.1%)

第3章 これまでの取組状況と課題

1 目標指標(23項目)の達成見込み

概ね順調に推移(カッコ内: コロナ禍の影響を受けた項目数)

実績見込による評価	100%	100～70%	70%未満
指標数	10	6(2)	7(5)

2 これまでの計画の取組状況と課題

- ・HACCPに沿った効果的・効率的な監視・指導への転換
- ・食品衛生の確保や食品表示の適正化に向けた自主的な取組の促進
- ・コロナ禍を契機としたリスクコミュニケーションのあり方の検討

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

- 拡**事業者の自主管理の取組の促進
 - ・食品表示の管理の体制を段階的に評価する「食品表示ステップアップ制度」の創設
- 人材の育成
 - ・eラーニングを用いた食品表示講習会の実施

(2) 関係機関が連携した食品表示の監視

(3) リスクコミュニケーションの推進

- 新**オンラインを活用したリスクコミュニケーションの推進
 - ・オンラインによる施設見学や講習会の実施

(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

- 食に関する正しい知識の普及啓発
 - 拡**SNSの活用等による若い世代に向けた食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

(1) 県民運動の推進

- 新**デジタル技術を活用した県民運動の推進
 - ・SNS等を取り入れた「食の安心モニター」の育成・活動
 - ・WEB会議方式の意見交換会の促進
 - ・デジタルサイネージ等を活用した啓発の実施

(2) 食育の推進

(3) 地産・地消の推進

【新規目標指標】(21指標中6指標)

1 食の安全(10指標中、新規3指標)

- HACCP監視指導の実施率
- 国際水準GAPの認証件数(累計)
- 監視指導計画に基づく収去検査の実施率

2 食の安心(8指標中、新規3指標)

- 食品表示ステップアップ制度参加事業所数(累計)
- 食品表示監視実施件数
- 食の安心・安全の情報発信に係る登録者数

3 参画と協働(3指標)

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備

- (1) 総合的な推進体制の整備
- (2) 危機管理体制の整備

2 計画の推進・点検

食の安心・安全審議会への進捗状況報告、適正な進行管理